

制定：1985年 1月18日
最終改訂：2016年 6月16日

定 款

東京都品川区大崎一丁目11番2号

コムチュア株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、コムチュア株式会社と称し、英文では、COMTURE CORPORATION と表記する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ・システム（コンピュータ、関連機器、ネットワークおよびシステム上で稼動するソフトウェアを含む）の構築
2. コンピュータ・システムの構築・利用に関するコンサルタント業務
3. コンピュータ・システムの立案、設計、開発および制作
4. コンピュータ・システムの販売、賃貸、修理および保守
5. コンピュータ・システム技術に関する調査研究並びに教育、訓練
6. コンピュータ・システムによる情報処理および情報提供
7. コンピュータ室およびその附帯設備の新設、増改築等に関するコンサルティング並びに管理、監督
8. コンピュータ室およびその附帯設備の管理・運用並びに同設備の賃貸
9. 各種イベントの企画および運営に関する事業
10. 労働者派遣事業
11. その他前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第5条 当社の発行可能株式総数は17,400,000株とする。

2 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第6条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

2 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

3 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

4 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要ある時は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならび新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集する。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。

2 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役が議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第12条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領および、その結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

- 2 株主総会の議事録は、株主総会の日から10年間本店に、その写しを5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社は取締役会を置く。

(員数)

第17条 当社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2 取締役会の議事録は、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第28条 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役のおよび監査役会の設置)

第29条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

- 2 監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間本店に備え置く。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第39条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当会社は、毎年以下の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

第1四半期	6月30日
第2四半期	9月30日
第3四半期	12月31日
第4四半期	3月31日

(配当金等の除斥期間)

第46条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

1985年	1月18日	制定
2005年	6月20日	改訂
2006年	6月30日	改訂
2007年	6月28日	改訂
2008年	6月27日	改訂
2009年	6月29日	改訂
2010年	6月29日	改訂
2011年	6月24日	改訂
2012年	2月 6日	改訂
2012年	4月 1日	改訂
2012年	6月21日	改訂
2016年	6月16日	改訂